

浅口市建設工事制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浅口市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、浅口市財務規則（平成18年浅口市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事)

第2条 一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。ただし、災害時の緊急工事、関連・附帯工事及び特殊な事情がある工事については、この限りでない。

- (1) 1件の工事設計金額が4千万円（建築一式工事にあつては8千万円）以上の工事
- (2) 前号以外の工事で実施することが適当と認める工事

2 前項の選定は、浅口市工事請負業者等審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経るものとする。

(入札の公告)

第3条 一般競争入札を実施する場合には、規則第99号の規定に基づき公告するほか、公告の徹底を図るため、市のホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。

(入札参加資格)

第4条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、浅口市建設工事競争入札参加資格及び審査等に関する要綱（平成19年浅口市告示第66号）に定めるもののほか、対象工事ごとに次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 対象工事に対応する建設業法第27条の23に規定する経営事項審査による評定の総合数値に関する事、又は対象工事の業種の格付けに関する事。
- (2) 建設業法第3条の規定に基づく建設業の許可に関する事。
- (3) 対象工事と同種又は類似工事の施工実績に関する事。
- (4) 対象工事に配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格に関する事。
- (5) 営業所の所在地に関する事。
- (6) 前各号に定めるもののほか、必要と認める事項に関する事。

2 共同企業体の場合は、当該共同企業体の構成員について、前項各号の規定を準用する。

3 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものは一般競争入札に参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止を当該公告日から入札（開札）日までの間で受けている者

- (3) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 19 年浅口市告示第 65 号)に基づく指名停止措置及び浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱(平成 18 年浅口市告示第 101 号)に基づく指名除外措置を当該公告日から入札(開札)日までの間で受けている者
- (4) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本金若しくは人事面において密接な関連がある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項に該当する者
(共同企業体に発注する場合の取扱い)

第5条 共同企業体に発注する対象工事については、この要領のほか浅口市建設工事共同請負制度事務処理要綱(平成 18 年浅口市告示第 99 号。以下「共同企業体事務処理要綱」という。)によるものとする。

(参加資格等の決定)

第6条 一般競争入札を実施する場合は、次の事項についてあらかじめ委員会の審議を経るものとする。

- (1) 第4条第1項に規定する対象工事ごとの入札参加資格
- (2) 前条に規定する共同企業体による発注の適否及び構成員数
(入札参加申込)

第7条 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類(以下「確認申請書等」という。)を、公告した期日までに提出するものとする。

2 共同企業体に発注する対象工事については、前項に規定する確認申請書等のほか、共同企業体事務処理要綱に定める建設工事共同企業体協定書を提出するものとする。

(入札参加資格要件の審査及び通知)

第8条 契約担当課長は、前条の規定により確認申請書等の提出があったときは、公告に示す入札参加要件に基づき、当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、資格要件を満たしている者に対しては、制限付き一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものし、資格要件を満たしていない者については、理由を付して通知するものとする。この場合において、委員会の審議は省略するものとする。

(入札参加資格を有していないと認めた者に対する理由の説明)

第9条 入札参加資格を有していないと認められた者は、前条の通知を受けた日から起算して2日(浅口市の休日を定める条例(平成 18 年浅口市条例第 2 号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内に、契約担当課長に対して書面(任意様式)によりその理由の説明を求めることができる。

2 契約担当課長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(市の休日を除く。)以内に書面で回答するものとする。

(設計図書の閲覧等)

第 10 条 対象工事に係る設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）は、企画財政部財政課において閲覧又は貸出しに供するものとする。

2 設計図書を閲覧又は貸出しに供する期間は、公告で明示した期間とする。

3 入札参加者が設計図書の内容について質問のあるときは、文書によって質問を提出するものとし、回答は当該対象工事の入札参加者全員に公表するものとする。

（入札書の提出）

第 11 条 入札書の提出方法は、浅口市郵便入札実施要綱（平成 28 年浅口市告示第 70 号、以下「郵便入札実施要綱」という。）により行うものとする。

（入札参加者の公表）

第 12 条 入札参加者名は、入札（開札）が終了するまで非公開とする。

（最低制限価格）

第 13 条 最低制限価格を設ける一般競争入札については、浅口市建設工事最低制限価格取扱要領（平成 28 年浅口市告示第 71 号）によるものとする。

（開札）

第 14 条 開札は、郵便入札実施要綱に定める方法で行うものとする。

（入札結果の公表）

第 15 条 契約担当課長は、落札を決定したときは、遅滞なく入札結果を以下の方法により公表するものとする。

（1）企画財政部財政課の窓口での閲覧

（2）市ホームページへの掲載

2 契約担当課長は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには一切応じないものとする。

（その他）

第 16 条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項及び諸様式は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 26 年 6 月 2 日から実施する。

（経過措置）

この要領の施行の日の前日までに、浅口市工事執行規則第 12 条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告をした入札案件については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から実施する。

(経過措置)

この要領の施行の日の前日までに、浅口市工事執行規則第 12 条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告をした入札案件については、なお従前の例による。